

北九保地介第570号  
令和2年 6月12日

居宅介護支援事業者 管理者 様  
介護予防支援事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部  
介護保険課長 岩村 恭代

## 本市における「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の 臨時的な取扱いについて（第11報）」の具体的な運用について

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、先般、令和2年5月25日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」問5の本市での運用について整理しましたので通知します。

本件について、複数の居宅介護支援事業所からご質問が寄せられていることから、本市での取扱いを下記のとおりお示ししますので、適切に対応していただきますようお願い致します。

なお、介護予防支援費についても同様の取扱いとします。

### 記

#### 1 居宅介護支援費を請求し得る条件

以下の条件全てを満たす場合に、居宅介護支援費を請求することができます。

- (1) **新型コロナウイルス感染症の影響により、当初ケアプランで予定されていたサービス提供の実績がないこと**
  - ・「サービス提供の実績がないこと」については、事業所の休業、利用者による利用自粛など理由を問いませんが、新型コロナウイルス感染症の影響でない場合は請求不可です。
- (2) **モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行っていること**
  - ・モニタリングの実施については、令和2年2月28日付介護保険課長通知のとおり、感染のまん延を防止する観点から、電話やFAX等の活用等、代替措置を講じた場合でも可です（要記録）。
- (3) **請求にあたって必要な書類（給付管理票・利用票等）の整備を行っていること**
  - ・利用者へのサービス利用票の交付等、通常、居宅介護支援費の請求に必要な書類がない場合は請求不可です。
  - ・利用者への利用票の交付にあたって、感染のまん延防止の観点から直接書面を交付することが難しい場合は、最低限、サービス提供日以前に電話等により同意を取ってください（要記録）。その後、書面の整備は必須です。

## 2 適用時期

令和2年5月のサービス提供分以降の請求から適用とし、遡及等を行いません。

※以前お問い合わせいただいた事業者には、令和2年2月以降の遡及請求が可能とご案内していましたが、疑義が生じたため、再度厚生労働省に確認したところ、令和2年5月サービス提供分以降が対象との回答となりました。

## 3 その他

請求方法等については、各請求ソフト作成者に個別にご相談ください。

## 4 参考

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）

問5 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合は、居宅介護支援費の請求は可能か。

(答) 事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていれば、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能である。

なお、具体的な請求にあたって、データの作成等において、個別の請求ソフト等による支障がある場合については、個別に各請求ソフト作成者に相談いただきたい。

また、今般の取扱いは新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いであることから、新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用実績が存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類を管理しておくことが必要である。

### 【担当】

北九州市 保健福祉局 地域福祉部  
介護保険課 事業者支援係  
TEL : 093-582-2771